

小田原市監査委員公表第24号

令和6年10月30日付け小田原市監査委員公表第21号により公表した監査結果に対して小田原市酒匂財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年12月27日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 加 藤 仁 司

番号	指摘等の内容	措置状況
1	自治会連合会に交付した補助金について、事業の完了後に交付申請を受け、交付決定を行っていた。また、補助金額の確定が行われていなかった。 財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会連合会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。	小田原市酒匂財産区に係る補助金交付については、自治会連合会に年度当初に申請書の提出依頼を送付し、適正な申請手続きを複数回促したが、事業の進捗の確認に不足があった。また、実績報告を受け、補助金額の確定を行った。 今後は補助金交付要綱に基づき、適正に補助金を執行するよう、申請者である酒匂地区自治会連合会長に申し入れるとともに、連絡を密に取り適正な補助金交付に努めることといたします。